

佐賀県告示第 119 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和元年 11 月 24 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和元年 11 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 1 - (ベンゾフラン - 6 - イル) - N - エチルプロパン - 2 - アミン（通称名：6-EAPB）及びその塩類
- (2) 化学名 1 - (ベンゾフラン - 4 - イル) - N - エチルプロパン - 2 - アミン（通称名：4-EAPB）及びその塩類
- (3) 化学名 (1 - シクロヘキシルメチル - 1 H - インドール - 3 - イル) (ナフタレン - 1 - イル) メタノン（通称名：NE-CHMIMO、JWH-018 cyclohexylmethyl derivative、CHM-018）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。